

議長(高橋春)より、町誌見聞録を以て、

(異議なしと仰見あり)

一、議長事務所（こゝにて御意見や質問を諮詢いたし奉り、お答えいたし  
奉り。議案第二十二号は厚生委員会に付託し詳細な審議を願う事  
にいたしたいと思ひ奉り、こゝに御意見ありとせん。

(異議なしと好む者あり)

（議長岡村千吉）而果議はしと想ひます。よろさの決定いたしました。

岡村委員会の審査報告は本会期中止の助願いたします。

一議長（利根平春）は、昭和三十一年及び福生町常と高橋町別令別議  
一歳出の追加変更の手当第一回に限り、議案第一号又もを議題に採り、  
事務局として議案の相談をいたすや事。尚別紙に限りは有略されて  
いたとす。

一、議會事務局（張正次郎朗範）

議長(高橋千春) 理事者より採果理由の説明を求めます。

一助役（川島金吉）議決第2次、昭和27年度福生町営と酒場焼酎金計  
歳入歳出追加更正手帳についで明細申し上仰ます。今回更正しおの  
とすの額は一百万八千四百九十九円と改訂し、前回のものも含め、本年

三十七万八千四百九十九円とわります。使用料及び手数料はわいて  
百五十万円の増、これは瑞の使用料と貯蔵庫の使用料でございます。  
繰越金として十萬圓九千の増、これは前年度の繰越金でございます。雑  
入金として四万八千円、都の検査手数料が、都からの戻りでございます。繰越  
金百八万八千円とわります。歳入にわいて事務費及び預金イ  
等万八千円、これも歳入額に決定により増減主とわります。預金

当三十一万月需用費六十万四千円、負担金に於いて十四万二千五百円、常備費に於いて十三万三千円以上を、百五十万一千六百円が事務費として、諸費といふわけである。需用費は各料は業者から材料とし

ていたにもかんがひます。買掛金はと場の石水、排水の補償料として  
二軒分、二万二千五百円、家畜振替会補助金は兼存で作っているためでありま  
す。常備費としては貸金に充てようとするが、修繕料として十萬三千円の増  
工事務費として五萬圓の外用工事費として三万円の増、以上の常備費  
で補填する金に充てようとするが、八千円の増、これは都の徴収に付する平  
材料に充てようとする。手備費として一萬九千五百圓、九千円の増、歳入歳出の  
ペラースとをたわけず、以上の説明を終らせたいと思います。

（議長「前橋千春」）このあり、同意見の賛成を行います。

（果議なしと許しあり）

（議長「前橋千春」）これは、この内見の賛成と結ばれています。おはかりいたし  
ます。議案第三十号は建設委員会に付託し詳細に審査を願うことに  
いたしたいと思ひます。これは、果議ありと承知します。

（果議なしと許しあり）

（議長「前橋千春」）この果議なしと承知します。よつてさきの決定いたしました。

尚委員会に審査報告は本会期中はお願いいたします。

（議長「前橋千春」）日曜第三十号、昭和三十八年度衛生財源生財財源衛生財源  
整理事業特別会計歳入歳出更正や、第三十号、議案第三十号  
を議程に供します。事務局として議案の朗読をいたします。  
尚別紙については省略させていただきます。

（議長「前橋千春」）朗読

（議長「前橋千春」）理事名及び提案理由の説明を求めます。

（助役「川窪金吾」）議案第三十八号、昭和三十八年度衛生財源生財財源衛生財源  
生財財源衛生財源生財財源整理事業特別会計歳入歳出更正や、第三十号、議案第三十号  
一回に付して内閣明し上げます。これは歳入歳出の増減は、内容に  
おいて更正しようとするもので、歳入には増減をせず、事務所費及び二十萬五千円  
の増、この増は改正によるもので、職員給与は、四万八千五百円、衛生

当に初りて、二万二千円、南側費に初りて、十五万二千円、この中は一ミリカメラと  
映写機を含むわけであります。これは先進地等に行くと、現場写真等ととり  
反対りの所に行くと見やうな事も効果的ではなぬのうなところわけや、計上  
したわけやござります。加美平地区の事務費を二万五千円の減額をいたしました  
これは最初予定いたしましたのは、早くから審議会委員が賛成されたという  
ことで、予算を組んだのは、まだまだたばかりであります。この本年及び三四年  
と計上したわけやござります。尚、王買整理に初りました当初組ました  
予算のうち報酬費のみあります。実際はいろいろ又々あります。この  
一応事業を繰越して、三十四年度の追加更正に初りて処理したいと思  
います。又、保樹地処分金一千万円内でありまして、これはつづいては本年中に  
建設の初めうけたたけの段階はなかりまして、報告申し上げております。  
議長（市橋千春）このより御意見御質疑を行います。

（異議なしと許す者あり）

議長（市橋千春）このは、御意見御質疑を結了いたしました。おはかりいた  
します。議案第三十八号は、建設委員会に付託し、詳細な審議を願うこ  
とにいたしました。思います。このは、御異議のりませんか。  
（異議なしと許す者あり）  
議長（市橋千春）御異議なしと認めます。よろさう決定いたしました。尚、審議  
会の審議報告は、本会期中は初願いたします。  
議長（市橋千春）日程第三十九号、市庁勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に關  
する条例の一部を改正する条例案について、議案第三十九号を議題に供  
します。事務局をいって、議案の朗読をいたします。  
（議案事務局）次正次郎「朗読」  
議長（市橋千春）理事者から提案理由の説明を求めます。  
（助役（川邊金吾））議案第三十九号は、市庁勤の特別職の職員の報酬及び費用  
弁償に關する条例の一部を改正する条例案について、御説明申し上げます。

一般職及び特別職の給与改正に付し、非常勤の報酬及び費用弁償等については、  
一般職と他の均衡も考え改正したいという事でございます。尚、今回は会  
長は別にお考えです。農業委員、教育委員会、選挙管理委員  
会、正副整理委員会の日額二千五百円としたわけでございます。  
この事については、各会長及び委員長は、委員会を代表し、対外的な任務もあ  
り、委員とは多少異なるかも知れないかという事や、昨年の四月に  
改正された給与等の、本件も同様に議決していただければ四月一日  
から適用したいと思っております。以上よろしく御審議のほどお願いいたします。  
議長（高橋正春）　こゝより御意見の御質疑をいたします。

二十八番（石井信義）　代表の委員会です。昭和二十八年度に於ては、駐留軍  
関係離職対策委員が、一万八千円計上され、二十九年度より算定を止め  
す。二十五万四千円計上され、増えています。ここでは、離職者対策関係の  
報酬が、いさゝか減る。この点に如何いたします。

一総務課長（貫井重次）　ただいまの御指摘の最も、衛生町の駐留軍関係離  
職対策協議会委員というものは、昨年の厚生委員会に於いて離  
職対策と駐留軍関係の件にしばるという事はどうか、というように御意見  
見られました。その点も考慮し、いろいろ御意見を聞き、各局長、支  
分、おりましたらと承え、先例にも規定されたりするの、次の議会は御  
提案申し上げ、四月一日から施行したいと承え、切ったので、不明瞭  
な点も出た事は申し訳ないんですが、もちろん駐留軍関係につきまし  
ては、文書規定による。総務の担当になるわけ、又厚生委員会と  
の関係もあり、そのやうな御意見を聞き、はつきりした先例を決めた  
上、御提案を申し上げたらどうかと承え、切りますので、この点御理解願  
いいたします。

二十八番（神野保雄）　この代表の委員会に付託された最終日は決定されたわけ  
で、まず、前の代表の先生に、この代表の先生、よくお聞きします。又水

の幾度には提出されていかれても、その間、而して、必らず、その場、この表、  
生きもの、及び、その、か、もう、一つは、用、果、立、合、人、は、千、二、百、円、であつた、もの、が、日、額、  
千、円、と、い、つ、て、お、り、教、育、本、員、会、や、体、育、指、導、本、員、も、前、は、月、額、で、今、回、は、  
日、額、に、な、つ、て、お、り、出、席、回、数、で、あ、つ、た、と、い、う、事、や、は、お、り、ま、す、の、で、十、分、研、究、  
を、し、た、上、で、教、育、を、あ、い、り、た、だ、と、い、ふ、思、ひ、ま、す。

一、総務課長（委員）委員、今、後、者、本、員、会、で、い、う、意、見、を、聞、く、た、い、と、思、ひ、  
ま、す、お、め、入、の、箇、首、を、聞、か、さ、う、か、わ、け、で、過、失、の、経、緯、の、い、う、こ、と、離、職、時、東、  
本、員、会、の、な、く、な、つ、た、と、い、う、事、で、は、な、く、常、時、本、員、会、を、聞、く、こ、と、は、な、い、の、で、  
お、め、者、少、の、存、続、の、い、た、だ、け、と、あ、て、お、り、ま、す、又、用、果、立、合、人、の、千、  
二、百、円、の、千、円、に、裁、減、さ、れ、て、お、り、ま、す、お、め、こ、い、に、は、い、う、こ、と、の、意、見、が、お、り、  
ま、し、て、前、回、の、い、う、に、御、令、に、な、る、と、大、体、朝、の、人、時、に、用、果、さ、う、確、く、と、も、  
千、前、中、に、は、然、る、と、い、う、事、で、校、東、及、び、用、果、立、合、人、の、代、理、者、は、朝、の、時、限、  
の、一、時、八、時、ま、で、一、日、は、お、め、り、用、果、立、合、人、と、同、額、に、す、る、と、い、う、事、は、

中、常、に、バ、ラ、ス、か、と、い、な、い、と、い、う、御、意、見、も、聞、く、千、円、に、し、た、お、め、こ、い、に、ま、  
す、又、体、育、指、導、本、員、会、社、会、教、育、本、員、の、日、額、と、な、つ、て、お、り、ま、す、お、め、こ、い、は、月、額、の、  
許、し、を、お、り、ま、す、の、で、御、訂、正、願、い、た、い、と、思、ひ、ま、す。

一、十九番（神戸縣課）入、う、い、た、レ、ナ、ス、と、前、の、離、職、時、東、は、い、さ、め、お、め、者、に、な、お、め、  
一、総務課長（委員）委員、今、後、者、本、員、会、で、い、う、意、見、を、聞、く、た、い、と、思、ひ、  
ま、す、お、め、入、の、箇、首、を、聞、か、さ、う、か、わ、け、で、過、失、の、経、緯、の、い、う、こ、と、離、職、時、東、  
本、員、会、の、な、く、な、つ、た、と、い、う、事、で、は、な、く、常、時、本、員、会、を、聞、く、こ、と、は、な、い、の、で、  
お、め、者、少、の、存、続、の、い、た、だ、け、と、あ、て、お、り、ま、す、又、用、果、立、合、人、の、千、  
二、百、円、の、千、円、に、裁、減、さ、れ、て、お、り、ま、す、お、め、こ、い、に、は、い、う、こ、と、の、意、見、が、お、り、  
ま、し、て、前、回、の、い、う、に、御、令、に、な、る、と、大、体、朝、の、人、時、に、用、果、さ、う、確、く、と、も、  
千、前、中、に、は、然、る、と、い、う、事、で、校、東、及、び、用、果、立、合、人、の、代、理、者、は、朝、の、時、限、  
の、一、時、八、時、ま、で、一、日、は、お、め、り、用、果、立、合、人、と、同、額、に、す、る、と、い、う、事、は、

一、十九番（神戸縣課）入、う、い、た、レ、ナ、ス、と、前、の、離、職、時、東、は、い、さ、め、お、め、者、に、な、お、め、  
一、総務課長（委員）委員、今、後、者、本、員、会、で、い、う、意、見、を、聞、く、た、い、と、思、ひ、  
ま、す、お、め、入、の、箇、首、を、聞、か、さ、う、か、わ、け、で、過、失、の、経、緯、の、い、う、こ、と、離、職、時、東、  
本、員、会、の、な、く、な、つ、た、と、い、う、事、で、は、な、く、常、時、本、員、会、を、聞、く、こ、と、は、な、い、の、で、  
お、め、者、少、の、存、続、の、い、た、だ、け、と、あ、て、お、り、ま、す、又、用、果、立、合、人、の、千、  
二、百、円、の、千、円、に、裁、減、さ、れ、て、お、り、ま、す、お、め、こ、い、に、は、い、う、こ、と、の、意、見、が、お、り、  
ま、し、て、前、回、の、い、う、に、御、令、に、な、る、と、大、体、朝、の、人、時、に、用、果、さ、う、確、く、と、も、  
千、前、中、に、は、然、る、と、い、う、事、で、校、東、及、び、用、果、立、合、人、の、代、理、者、は、朝、の、時、限、  
の、一、時、八、時、ま、で、一、日、は、お、め、り、用、果、立、合、人、と、同、額、に、す、る、と、い、う、事、は、

一、十九番（神戸縣課）入、う、い、た、レ、ナ、ス、と、前、の、離、職、時、東、は、い、さ、め、お、め、者、に、な、お、め、  
一、総務課長（委員）委員、今、後、者、本、員、会、で、い、う、意、見、を、聞、く、た、い、と、思、ひ、  
ま、す、お、め、入、の、箇、首、を、聞、か、さ、う、か、わ、け、で、過、失、の、経、緯、の、い、う、こ、と、離、職、時、東、  
本、員、会、の、な、く、な、つ、た、と、い、う、事、で、は、な、く、常、時、本、員、会、を、聞、く、こ、と、は、な、い、の、で、  
お、め、者、少、の、存、続、の、い、た、だ、け、と、あ、て、お、り、ま、す、又、用、果、立、合、人、の、千、  
二、百、円、の、千、円、に、裁、減、さ、れ、て、お、り、ま、す、お、め、こ、い、に、は、い、う、こ、と、の、意、見、が、お、り、  
ま、し、て、前、回、の、い、う、に、御、令、に、な、る、と、大、体、朝、の、人、時、に、用、果、さ、う、確、く、と、も、  
千、前、中、に、は、然、る、と、い、う、事、で、校、東、及、び、用、果、立、合、人、の、代、理、者、は、朝、の、時、限、  
の、一、時、八、時、ま、で、一、日、は、お、め、り、用、果、立、合、人、と、同、額、に、す、る、と、い、う、事、は、

います。

一、町長（須古清蔵）神前には町会長は大きなお苦勞をかけるわい、二十四日からは三月に延期したか諸物価の暴騰に伴い、財政面もゆとりがないわけだといまふ。レ、永規理泰野大さは仕事を頼んでわい、その程度は町長に願いたいと思ひます。

一、十九番（神野藤操）離職対策について、三月に延期する案でも計上されてゐるが、以前の別表がしんど、提案されたものも発生するところと予算の修正もなければならぬと思ひます。いはつきりしていただきたいと思ひます。

一、総務課長（貴井善次）この条制が可決さうかと前の別表は掲載するわけでありまして、あえてとてはいろいろ意見を聞き、検討してから出した方がよいのではなかとあつちます。次の可決も、空欄がでますので、駐留軍兵のものに對する件は、これはさらに検討をいたさう、文字等も訂正をあらうかと思ひます。から、今まで通りの協議会委員を除いていただければいい、このうだと思ひます。

一、十九番（神野藤操）私は等々、いろいろのものを提案してゐるが、これは二部を改正するということから、別表を次のように改め、この点を除けばよいと思ひます。字句の訂正は、必ずしも必要はないと思ひます。

一、総務課長（貴井善次）別表を新たに駐留軍関係を加えて、表紙裏面委員の次に駐留軍関係離職対策協議会委員十八名を加えて、町議願いたいと思ひます。

一、二番（岩田博）ここに暫時休憩を願ひます。

（異議なしと好む者あり）

一、議長（前橋正春）ここに暫時休憩を願ひます。

休憩 午後八時二十分

開議 午後八時五十分

一、議長（前橋正春）休憩前に引き続き議案を聞きまふ。二十四日議案の質疑を続行いたします。

一 総務課長(貫井善次郎) 別表を次のように改めるといふ字句を削除して、附家  
議いたさうかと思ひますので、よろしく御願ひいたします。

一 十九番(神野勝彦) 一 及び氷いたします。

一 議長(市橋千春) 二 一に、四意見の質疑を結了いたしました。おぼかりいたします。

議案第三十号は、総務委員会に付託し、詳細な審議を願うことにいたします。  
思ひますか。二に四事議ありと云ふ。

一 昇議はしと好む者あり

一 議長(市橋千春) 四事議はしと認めます。さうさうの決定いたしました。市議員  
会の審査報告は本会期中は御願ひいたします。

一 議長(市橋千春) 日誌第三十二、衛生部別会計科例案についで、議案第三十号を議  
題に伏し、事務向として議案の朗読をいたさします。

一 議案事務向(沢正次郎) 朗 読

一 議長(市橋千春) 理事者から提案理由の聴取を求めます。

一 助役(川島金吾) 議案第三十号は、衛生部別会計科例案についで、四事議を上げます。  
地方自治法の改正に伴い、新たに条例を定め、その会計を明確にするため、  
このために、と畜場事業、公営住宅事業、都市計画事業、三特別会計を設  
けるべきことは提案した次第でございます。よろしく御審議のほど御願ひいた  
します。

一 議長(市橋千春) 二 一より四意見の質疑を行います。

一 昇議はしと好む者あり

一 議長(市橋千春) 二 一に、四意見の質疑を結了いたしました。おぼかりいたしま  
す。議案第三十号は、総務委員会に付託し、詳細な審議を願う事にいた  
し、思ひますか。二に四事議ありと云ふ。

一 昇議はしと好む者あり

一 議長(市橋千春) 四事議はしと認めます。さうさうの決定いたしました。尚  
本会期の審査報告は本会期中は御願ひいたします。

（議長「前橋市春」）日程第三三項水道給水条例の全部を改正する条例案について  
議案第三三号を議題に供し、事務局長より議案の朗読をいたさせ、  
（議長「前橋市春」）朗読

（議長「前橋市春」）理事者から提案理由の説明を求めます。

（助役「川窪金吾」）議案第三三号「前橋市水道給水条例の全部を改正する条例案」について説明申し上げます。町の給水条例は昭和十九年に制定されたもので、改定は  
年により条と款とも変更を必要とするものがございます。厚生省の指導等もあり、  
この条例を整理統合し、改正しようとするものがございます。内容はほとんど変更  
りはないが、従来は給水区域の明記がなされておらず、これを明らかにしたとい  
う事、又トルコフについては低料金で適用してあったが不合理であるという  
事から営業用に切り替えた点で、給水用の基本料金を改めたわけござい  
ます。それから設計と材料、これは工事の概算手続料と数量、金額、  
料にたいして手数料を定めた事、又量水器の検査手数料を廃止した点、



配水の手数料三丁目と五丁目にした点が大変でございます。内容も申し上げて  
す。第一条は目的で、第三条は給水区域を定め、横田基礎を除いた相生町  
全域でございます。第四条は給水の定義を定めたもので、第五条としては  
給水装置の種類、専用線、共用線、消火栓にまつわけでございます。また  
す。第五条は新設の事、第六条は新設した時の費用負担を規定した  
ものであります。第七条は工事施行者の範囲を定めたもの、第八条は工事費の算出  
方法、第九条は工事費の予算で、現行では通常の工事はやり取り、個人が、  
通常の工事の場合の予算金しか予算でございます。第十条は町の必要に  
応じて個人の給水装置を変更する事がある、その費用区分を明らかに  
したものであります。第十一条は給水の義務や非常事態や予算によ  
る給水の優先順位を明らかにしたわけでございます。第十二条は給水装置  
の代理人の義務、第十三条は給水装置を所有する場合、給水装置の  
義務でございます。第十四条は給水装置の原則であります。第十五条は量水

器の設置と入の管理者の責任義務を規定したわけであり、第十五条は水道  
使用者等の届出事項、第十八条は消火栓の使用制限、第十九条は水道  
使用者の管理上の責任と義務を明かにしています。第二十条は給  
水装置及び水質の検査方法であり、第二十一条は支払い義務、二十二  
条は料金及び料金未払は従来とほとんど変わらぬこと、二十三条は  
風呂と湯屋用としてやる場合、これを浴室兼用とし、肝心の浴室兼用  
として五つあるものを一つにまとめた事やござります。一所用の場合には水量  
による回数を制していただく、これを基本料金四百円にいたしました事やござい  
ます。第二十三条は水量の計量、基本料金の徴収を定めて、二十四条は給  
水量及び用途区分の認定、第二十五条は月々の途中にわけて付いた料金算  
定の方法、二十六条については一所用使用者の概算料金を前納する義務を定  
めたわけであり、第二十七条は料金未払は料金徴収の方法で、二十八条は特別の施  
設を要する時は、町工事基金金を徴収するということやござります。第二十九条

は先程申し上げましたように、設計検査費の手数料は従来は均一的でありま  
したものを、種別、大きさ等区分による手数料を徴収するということやござ  
ります。一、二百円以内の表に基いて徴収し、二の工事手数料は従来は二百五十  
円、三十元以上三百円以内の表に基いて、この工事金額による徴収するとい  
う事やござります。設計手数料は一件につき二十五元まで、二百五十円、三十元  
以上三百円以内の表に基いて徴収し、この工事金額による徴収するとい  
う事やござります。この止水栓用手数料は三十元であったものを五十円に値上げはな  
らぬわけであり、従って改正されたのは材料検査、工事検査、設計検査、止水栓  
の手数料のみで、内値上げになった点が変わったという事やござります。第二  
十、二十一条は給水装置の取付けは、水質検査、水質検査、設計検査、止水  
栓の手数料の軽減や免除を行う事やござります。第二十二、二十三条は給  
水装置の検査、第二十四、二十五条は給水停止の場合の範囲を定めており、  
第二十六、二十七条は、給水装置の取付けは、水質検査、水質検査、設計検査、  
止水栓の手数料は、この条例に違反した場合、罰金の規定を明かにしたわけや

ります。第三十条に於ては、この条例の必要なる場合は町長  
が定めるというわけであり、町則に於ては本年四月からこれを施  
行するということであり、以上簡明に記述し、町民のみなさん  
にはさす。よろしく町民のみなさん御覧下さい。

一議長（高橋千春）このより町民のみなさん御覧下さい。

一三番（大野忠一）二十九年の設計手数料及び工事金額五万円以上の場合はパー  
セントをいくつか。

一助役（高橋金吾）五万円を超過するものと〇・〇二五％でいさ、金額にして七百五  
十円位にのりかえたい。

一議長（高橋千春）これにて町民のみなさん御覧下さい。おわかりいたした  
す。議案第三十号は厚生委員会に付託し詳細な審議を願うことにいたし  
たいと聞いています。これにて町民のみなさん御覧下さい。

（一）町民のみなさん御覧下さい。

一議長（高橋千春）町民のみなさん御覧下さい。よろしく決定いたしました。町民の  
みなさん御覧下さい。本会期中は御覧下さい。

一議長（高橋千春）且経第三十号や第百五号の議案について、議案第三十号と  
議案第三十号は、事務局長として議案の討論をいたさす。

一議長（高橋千春）町民のみなさん御覧下さい。

一議長（高橋千春）理事者から提案理由の説明を求めます。

一助役（高橋金吾）議案第三十号は、予算外義務負担について町民のみなさん御覧  
下さい。本会には、議案第三十号は、第百五号の議案は、本会の上座を造らう

という事で、建坪十坪を造る、十坪を内部改築しようというものであります。

本会を造り、電気水道を敷置いたし、完成はいつしても、五月から

十月頃には、入居いたします。給水の最も早い時期に工事をしたい。

は、はらう。是れ町の町民のみなさん御覧下さい。五月は着工したい。上座

工事、最速期に造らう。給水の最も早い時期に工事をしたい。給水の最も早い時期に